

# 後漢代における外戚政権と尚書台——尚書官人事を中心として——

平 松 明日香

## はじめに

後漢は皇太后執政および外戚政権が頻発した時期である。本稿では、外戚政権が尚書台に自派の官僚を送り込んだのか否かについて検討する。尚書官は後述するように、尚書議での決議や上奏文を集約して処理意見を付すことなどによって、皇帝の重要政策に対する最終判断に重要な影響を及ぼしていた。そのため、自身の政権に反対する者を尚書官に就けていれば、上奏文に対する処理意見や尚書議に際し、自派にとって極めて不都合な政策提言が行われる危険性が常に存在していた。そのため、後漢時代の外戚にとって、尚書官の人事は政権の盤石な運営にとって極めて重要な意味をもったはずである。本稿では、特に上奏文に対する意見の提示や棄却の可能性に着目しながら、後漢時代の外戚と尚書台

人員の関係について考察する。朝廷の人事権の大部分は皇帝が担っていたが<sup>①</sup>、皇太后の執政期は皇太后ないし外戚の領袖が実質的に決定権を握っていた。外戚政権と將軍府（漢代において外戚領袖の多くは將軍に任ぜられた）の関係はいままでに研究がなされている「廖伯源一九九八・二〇四―三〇八頁」が、皇帝の官房である尚書台の人事に関してはあまり論じられておらず、依然として検討の余地が残る。

後漢時代の尚書台の機能については、現在までに膨大な研究がなされ、一部に反対意見があるものの<sup>②</sup>、尚書議や初歩的な意見の提示などを通じ、皇帝の最終決定に影響を与えていたとする見方が一般的である。勞榦氏は、後漢代の尚書は諮問・弾劾・辟召、及び一切の国政を担うようになったと指摘する（「勞榦一九七七・五八五頁」）。東氏も、尚書は「外朝」化しつつもなお「内朝」に

における皇帝の秘書官・側近官の立場を手放さない形で後漢一代存続したとする〔東一九九五・三〇～三二頁〕。なお、楊鴻年氏は中央官を「省官」（基本的に皇帝の私的空間である禁中で勤務する官）「宦官」（禁中には出入できないが、宮城で勤務する官）

「外官」（宮城の外で勤務する官吏）の三つに分類した上で、尚書は「宦官」であり、「外官」を掣肘することはあったが、逆に宦官が就く小黄門などの「省官」による掣肘を受けることもあったとする〔楊鴻年二〇〇五・一三、七九～八七頁〕。

では、尚書台の権能は皇帝親政期以外でも変化はなかったのだろうか。汪桂海氏や祝総斌氏は臨朝称制下における尚書台の機能を高く評価する。汪氏は、尚書は上奏文伝達に際して初歩的な意見を付していたとし、経験の不足する皇太后を輔佐するためにも尚書台の必要性が増したとする〔汪桂海一九九九・一六五～一六九頁〕。同様に祝氏も、尚書官は上奏文に対して初歩的な意見を付していたとする。さらに尚書官は前漢の中朝官に相当し、皇太子ないし皇太后が外朝に対する決定を下す前に意見を提出することにより、統治経験の浅い皇帝・皇太后の執政を補佐したとも指摘する〔祝総斌一九九〇・一〇一～一四一頁〕。加えて、尚書議について、廖伯源氏は次のように指摘する。親近のみを招集し、朝会にて公開したくない問題を内々に処理するために、「親近臣議」

が開かれたとし、尚書議もその一つである〔廖伯源二〇〇三・一七六～一七八頁〕。いうまでもなく、年少の皇帝や皇太后の統治する時期には、外戚領袖も政治に主体的に関与しており、これが外戚政権と尚書台が結合する契機となりうるのである。東晋次氏は外戚政権による尚書台の運用に関して鄧氏政権を中心に論じる他、竇氏政権下においても竇氏閥の一員であった張林が尚書台に属していたことを指摘する。〔東一九九五・六五～六六、一九七～二一四頁〕。また、竇氏政権と尚書台との関係については、李学銘氏も当時の尚書台には竇氏に迎合する動きがあったことを指摘する。〔李学銘二〇一三・一七九～一八一頁〕。また、祝氏は、後漢一代で政治に巨大な影響を及ぼしていた外戚・宦官は、必ず尚書機構を掌握していたとし、竇氏もその例外ではなかったとする〔祝総斌一九九〇・一〇六～一一九頁〕。

しかし、竇氏政権、梁氏政権下では尚書台、とりわけ尚書令や尚書僕射という台閣の長官、次官に反外戚派官僚が就任していた。本稿では以降、これらの外戚政権に批判的な者たちを暫定的に反外戚派官僚と称することにする。④先学は尚書台が、諮問・弾劾・辟召などに関与し、皇帝の最終決定にも影響を及ぼしていたとする反面、外戚政権下の尚書台に反外戚派官僚が一定数存在したという事実については見過ごしてきた。

そもそも、尚書の外朝化とは、端的に述べると、皇帝と尚書台との物理的な距離の変化を指す。多くの先学が指摘するように、後漢一代で尚書官は次第に皇帝との距離が開くようになり、外官化していった。例えば陳啓雲氏の指摘によると、明帝期（五七～七五）ではすでに尚書官は後宮に入ることができなくなっており、和帝（八八～一〇五）・安帝期（一〇六～一二五）には常には皇帝に拝謁できないようになり、順帝期（一二五～一四四）以降、尚書官は特詔がなければ天子に謁見することができなくなった。「陳啓雲一九九七・二五二～二五五頁」。もし、外戚政権が尚書台を重視していたのなら、こうした時代的な変化は政権と尚書台の就任者に何らかの影響をもたらしたのだろうか。

本稿は竇氏政権（八八～九二）、鄧氏政権（一〇五～一二二）、梁氏政権（一四四～一五九）の三つの外戚政権下における尚書台人事を論じることで、各政権は尚書台に自派の人間を送り込んでいたのか、そこに時代的差異は存在していた否かを明らかにする。なお、本稿では外戚政権を、外戚領袖と皇太后を中心とした外戚一族の者のみならず、自身の部下、故吏までも包括的に含む統治集団と定義する。

① ただし、朝廷からの任命が必要な二百石以上の官であっても、二百から四百石までの下級官吏は皇帝の認可を必ずしも必要としなかった

という指摘もある（廖伯源二〇〇五・十三頁）。

② 渡邊智将氏は後漢代の尚書台に関して、必ずしも政策案を専門的に作成・審議する機関ではなかったとみなし、それらを専門的に担っていたのは公府・將軍府であったとする一方、尚書台は文書伝達の中核機関であるが故に皇帝による統治を輔翼する官として特に重要視されたのだとする（渡邊二〇一四・一七二～一八五頁、二三四～二九九頁）。氏の論は、先行研究が主張してきた尚書の政策立案の重要性を否定し、その性質を文書伝達の中核機関に限定する点で特徴的である。

③ 両者に対して陳啓雲氏は両漢において尚書台は文書処理に関しては大きな職権を有しておらず、奏上された日付等を記すのみであったとしている（陳啓雲一九九六・二五五～二六六頁）。しかし汪氏と祝氏が『後漢書』列伝第三十六陳忠伝や『後漢書』列伝第三十四胡広伝李賢注引『統漢書』を例に出して、尚書による上奏文処理に対する初步的な意見の提示を示しているのに対し、陳氏は『後漢書』列伝第五十一左雄伝の記事で、左雄が尚書令であったにも拘わらず、上奏文に初步的な意見をつけるのではなく封事にて順帝の行動を批判したことを例にとり、漢代における尚書台の初步的な意見の提示を否定している。しかし、封事を送ったことが初步的な意見の提示の否定に直接つながるとする氏の見解には首肯しかねる。

④ もちろん、反外戚派といっても、政治派閥として一枚岩となり、外戚政権に反対したわけでは決してない。

## 第一章 後漢代における尚書台の構造

後漢の尚書台は以下の人員で編成されていた。長官である尚書令が一人（千石）、次官である尚書僕射が一人（六百石）、各曹を

掌る尚書が六人(六百石)、左右丞(四百石)が各一人、侍郎(四百石)が三十六人である。和帝永元三年(九一)には令史(二百石)が従来の十八人から二十一人に増員されたため(『統漢書』百官志三少府条劉昭注引古今注)、史料上で確認できる限り、これ以降の尚書台の定員は計六十七人であったと考えられる。

尚書台の長官は、『統漢書』百官志三少府条を見る限りでは、尚書令である。『唐六典』卷一尚書都省条引『漢官儀』には「尚書令賛奏事を主る。網紀を総典し、統べざる所無し」とあるように尚書令は尚書台内部の人間の挙止を監督し、必要な時は弾劾を行った<sup>②</sup>。

しかし、正規の尚書台構成員の他に「録尚書事」が尚書台を統括していた可能性がある。鎌田重雄氏は、後漢では「録尚書事」が尚書令の上にあつて尚書台を総括したとする(『鎌田一九六八』)。祝総斌氏は、章帝期以降、統治経験のない君主が続くようになり、とりわけ皇太后執政の際に「録尚書事」は君主の補佐を行い、尚書台をコントロールしたとする(『祝総斌一九九〇・一一二一～一一五頁』)。また、張垂濤氏は以下の史料を論拠に、制度上では尚書台は「録尚書事」の指揮下には入っていなかったものの、道義上「録尚書事」は尚書台に対し適宜意見を付したり、監督したりすることがあったとする(『張垂濤一九六二』)。

永康元年、帝崩ず。竇后 臨朝し、詔して曰わく「……其れ(陳)蕃を以て太傅・録尚書事と為す」と。時に新たに大喪に遭ひ、國嗣未だ立たず、諸もろの尚書權官を畏懼し、病に託して朝せず。蕃書を以て之を責めて曰わく……諸もろの尚書惶怖し、皆な起ちて事を視る。

(『後漢書』列伝五十六陳蕃伝)

しかし、尚書台が「録尚書事」の統括下にあつたか否かは非常に曖昧である。周道濟氏は上記の史料も参考にしつつ、「録尚書事」を付せられた人間は、尚書台人員の挙止を監督していたとするものの、その実権は尚書令に遠く及ばなかったとする(『周道濟一九六四・一九二～一九五頁』)。「録尚書事」は尚書台人員の挙止を監督していたのか否か。結論から言うと、筆者は「録尚書事」が尚書台の統括者であつたとは認めない。渡邊将智氏は、「録尚書事」について官名ではなく、「官僚機構の統率と国政の総覧を許可されたことを示す慣用表現」であると(『渡邊二〇一四・九六～一〇八頁』)。「統漢書」百官志にも録尚書事という「官」が存在しないことを併せ考えると、渡邊氏の見解は穏当であろう。官名でないことと固有の職掌は存在せず、「録尚書事」を付せられた人物が行使可能な権限は一定ではなかったはずである。渡邊氏が指摘するように「録尚書事」が官僚機構全体の統率を任つて

いたと考えても、その一環として尚書台官僚に訓戒を下すことはできる。<sup>④</sup>しかし、果たして強制力があつたのだろうか。陳蕃は「三君」に数えられる清流派の重鎮であり、当時臨朝称制をしていた竇太後の父、大將軍竇武の盟友であり、その影響力は極めて大きかったと考えられる。この一例のみから演繹して、すべての「録尚書事」が尚書台人員の挙止を監督していたと考えるのは問題がある。次章で述べるように、竇氏政権下で各尚書に叱責を加える、尚書左丞を弾劾するなどの行動を示したのは、尚書令韓稜であり（『後漢書』列伝第三十五韓稜伝）、「録尚書事」鄧彪が尚書に関与した記述は管見の限り確認できない。以上から、筆者は「録尚書事」が尚書台を統括していたとは認めず、本稿の考察からは除外する。

① 筆者は楊鴻年・祝総斌両氏に従い、尚書左丞・右丞を各曹ごとに置かれるものでなく、尚書令・尚書僕射に属するものとして考える。

② 「楊鴻年二〇〇五・一〇九頁」「祝総斌一九九〇・一三〇～一三二頁」。祝総斌氏の見解に従い、同条の「統べざる所無し」の範圍を尚書台内部に限定する。「祝総斌一九九〇・一二七～一二八頁」。

なお、『唐六典』卷一の尚書左丞条引『漢官儀』には、尚書令と同じく尚書左丞が綱紀を総覧したとある。

③ このほか陳啓雲氏は、後漢の「録尚書事」は実権を有していないかったとする。「陳啓雲一九九六・二五三～二五四頁」。また、李学銘氏は次のように述べる。太傅・三公を本官とする「録尚書事」は位が高い

のみで、使命は帯びておらず、国家の中樞は尚書にあつても録尚書事にはなかつた。録尚書事の権能は尚書と比較にならないほど低かつた（『李学銘二〇一三・一八二～一九一頁』）。

④ なお、前漢時代には「領尚書事」の記述がみられる。米田健之氏は領尚書事について、上奏文の認可や自らに不利な上奏文を握りつぶすことにとまらず、自らの意志を尚書として発することさえできた可能性が高いとする（『米田二〇〇五』）。もし米田氏の指摘するように、「領尚書事」が皇帝の政務代行者としてふるまうことがあつたのだらうか。ただし、前漢時代、多くの場合將軍号を持つ外戚領袖が「領尚書事」に任ぜられていた。対して、後漢時代の「録尚書事」のほとんどは、外戚以外の宮中で名声の高い年長者が任ぜられた。よって、「録尚書事」が官僚機構の統率を担っていたとしても、外戚「領尚書事」のように、皇帝の政務代行者としては活動できなかったと考えられる。

## 第二章 和帝初年における竇氏政権と尚書官人事

章和二年（八八）章帝の崩御により、当時数え十歳であつた和帝が即位した。これに伴い皇太后竇氏が臨朝称制を開始し、永元四年（九二）六月に至るまでの約四年半、竇氏政権が継続した。ただし臨朝称制中、竇憲は遠征に出ることが多く、京師にいる期間には、他の外戚將軍と比べると短かつた。では竇氏はいかにして政権を維持したのか。まずは、竇憲と竇太後の関係からおさえておこう。竇憲は竇太後の寵臣、都郷侯劉暢を殺したことから太后

の怒りを買ひ、内宮に幽閉されたことがあった(『後漢書』列伝第十三竇憲伝)。しかし後述のように、その後の竇太后は朝廷の反対意見を退け、竇憲による匈奴遠征を許し、成功した際には大將軍位を与え、中央政界における竇憲の地位を盤石なものとした。竇太后の周囲には竇憲の娘婿やその父親が侍っており、都を長期間離れていた竇憲が遠征中にその地位を失わなかったことも併せて考えると、政權運営における竇太后と竇憲の方針は大体において、一致していたものと考えられる。

では、竇氏政權と尚書台との関係をみてみよう。「はじめに」で指摘したように、東氏と李学銘氏は竇氏による尚書台の掌握を指摘する[東一九九五・二〇六頁]「李学銘二〇一三・一七九・一八一頁」。また、祝氏も後漢一代で政治に巨大な影響を及ぼしていた外戚・宦官は、必ず尚書機構を掌握していたとし、竇氏もその例外ではなかったとする[祝総斌一九九〇・一〇六・一一九頁]。しかし、竇氏政權下の尚書台は必ずしも竇氏に従順な者たちで構成されたわけではなかった。以下がその詳細である。

まず、長官である尚書令には竇憲に対し極めて批判的であった韓棱が、章帝期末年から在任していた<sup>①</sup>。彼は都郷侯劉暢殺害時には竇憲を檢舉し、さらに、贖罪のため、竇憲が北匈奴遠征を申し出た際には、遠征に反対している。その他にも竇憲に追従しよう

とした尚書官たちへの叱責、竇憲に阿附した尚書左丞王龍の弾劾、さらには竇氏誅滅後の竇氏派官僚に対する追及など、反竇氏であったことを示す事例は多数存在する(『後漢書』列伝第三十五韓棱伝)。だが、竇太后臨朝称制期を通じて韓棱は更迭されていない。

また、尚書僕射郵寿は章帝期に任官され、和帝即位直後の、章和二年(八八)頃に免官されている<sup>②</sup>。郵寿は竇憲の請託を断り、竇憲の門生を特別法廷である詔獄に送り、また北匈奴遠征や竇氏の奢侈を批判した(『後漢書』列伝第十九郵寿伝)。そのため郵寿は竇憲に弾劾され、免官、自殺に至る。その後尚書僕射に就いた楽恢も、竇氏に批判的であった。楽恢は章和二年(八八)議郎であった時、竇憲の北匈奴遠征に反対したが、それにも拘わらず「朝廷は其の忠を称」し、尚書僕射に任ぜられている。職に在っては竇氏一派である河南尹の王調、洛陽令の李阜を弾劾するなどの働きがあったが、結局は己の意思が政治に反映されないことを悟り辞職、自殺した(『後漢書』列伝第三十三楽恢伝)。しかし、竇太后臨朝称制期に竇氏に追従しない人物が、尚書僕射に抜擢されたことは特筆すべきである。

この他、何敞は竇憲による邸宅建設を批判した後に尚書に遷っている。尚書に任ぜられた後は封事を上奏するなどして竇氏の罪



悪を訴え、竇憲から憎まれていた。何敞は竇氏政権中に尚書から

済南の太傅に転出し、また何敞の息子と竇瓌（竇憲の弟）との間には交友関係があつた（『後漢書』列伝第三十三何敞伝）が、竇氏批判以降に尚書の官に就いたことは、楽恢と同様である。竇氏政権下に尚書台官僚であつた可能性がある者は、八名いるが、竇氏に批判的ないし協調していたとみせない者は四名（韓稜、鄧寿、樂恢、何敞）、政治的立場が分らない者は二名（張敏<sup>④</sup>、黄香<sup>⑤</sup>）、対して明白な竇氏派は、多くても二名である。しかも、竇氏に迎合しない四名は尚書令・尚書僕射・尚書と、比較的要職に就いており、樂恢と何敞は、竇氏批判後に拔擢された点に特徴がある。

次に、竇氏派の尚書官について検討する。まずは張林であるが、彼は竇憲に推薦されて尚書に任ぜられ、竇憲に阿附していた。ただし、彼は章和二年（八八）頃、太尉鄭弘に弾劾され（『後漢書』列伝第二十三鄭弘伝）、以後の動向は不明である。もう一人、竇氏派と目されるのは尚書左丞の王龍である。彼は竇憲に牛と酒を献上しようとしたことから、尚書令韓稜に弾劾され、城旦に処せられた（『後漢書』列伝第三十五韓稜伝）。ただし、王龍と竇憲の関係を示す史料は他に存在せず、王龍が一方的に竇憲に接近を試みた可能性もあり、王龍が竇憲により任命されたとは断言で

きない。

以上が竇氏政権下における尚書官である。反竇氏派が、尚書台の要職に任ぜられた反面、尚書台における竇氏派官僚が少ないことが特徴的である。確かに李学銘氏が指摘するように、竇憲に対し万歳と称するよう議論するなど、当時の尚書台には竇氏に迎合する動きがあつた。『後漢書』列伝第十三竇憲伝には「尚書僕射の鄧壽・樂恢並びに意に忤らうを以て、相繼いで自殺す。是れより朝臣震懼し、風を望みて旨を承く」とあるように、史書で明記されていない尚書官が、竇憲に迎合していたとも考えられる。しかし、竇憲に追従しようとしていた尚書官らは、韓稜の叱責に従いそれを取りやめている（『後漢書』列伝第三十五韓稜伝）ように、尚書令韓稜が竇憲迎合の動きを掣肘し、さらに尚書官らがそれに従うということもあつたのである。韓稜による叱責は永元三年（九一）冬十月に起こつたが、この時点で竇氏政権が成立して三年以上経過している。

加えて、竇憲は自身に批判的な尚書官を冷遇したが、後任者に自派の官僚を任命してはいない。後述する鄧氏政権と比してもその傾向は明らかである。なぜ、竇氏は、自身にとって不利な奏文を取り次ぐ可能性のある尚書台に、積極的に自派官僚を登用しなかつたのだろうか。結論を先に述べれば、自身にとってどれほ

ど不利な上奏文があっても、それが認可されなければ良いだけの話なのである。<sup>⑥</sup>『後漢書』列伝第三十五袁安伝に「和帝即位し、竇太后臨朝し、后兄の車騎將軍の憲、北のかた匈奴を撃ち、(袁)安・太尉の宋由・司空の任隗及び九卿と與に朝堂に詣りて上書して諫む。……書連りに上るも輒ち寝む。宋由懼れ、遂に敢えて復た議に署せず、而して諸卿 稍く自ら引止す。唯だ安 獨り任隗と與に正を守りて移らず」とある。ここでは、竇憲の北匈奴遠征について、三公・九卿らの度重なる反対があったが、いずれも遠征の中止にはつながらなかった。そして、袁安・任隗以外は、恐れて上書を取りやめたとある。前の「是れより朝臣 震懼し、風を望みて旨を承く」(『後漢書』列伝第十三竇憲伝)から考えても、直接、自身の腹心を尚書官に送り込まず、尚書令に自身の反対派が就任しても、皇太后に認可をさせなければ、自身にとって深刻な危機を迎えることはなかったのである。

しかし反対派が存在する尚書台を上奏文への初歩的な意見の提示や、尚書議などの面で十全に掌握できていたのだろうか。祝氏や汪氏の想定するような政策立案の補佐機関として利用するのは難しいのではないだろうか。だとすると、竇氏はどの機関に自身の腹心を配置していたのであろうか。竇氏派官僚や竇氏一族は主として中朝官や京城警固系統の官職に就いていたと指摘される

「東一九九五・一三四〇・一三八頁」。例えば、侍中・射声校尉の郭拳(竇憲の娘婿)が竇太后に幸せられた他、竇景・竇瓌(竇憲の弟)が一時期中常侍や侍中に、郭璜(郭拳の父)が長楽少府に就いていたように(『後漢書』列伝第十三竇憲伝)、竇氏派の人間が竇太后の周囲に配置され、意思決定に関与していたと考えられる。<sup>⑦</sup>

加えて、竇憲は章和二年(八八)十月に車騎將軍を拜して以降は將軍府を保有していた。漢代の將軍は辟召により、有能の士を掾属に任ずることができ、被辟召者は故吏として辟召者との間に一つの官僚勢力をつくった(鎌田一九五三)。竇憲の場合、その掾属三十人には、刺史・二千石経験者を多く採用しており(『後漢書』列伝第四十二崔駰列伝)、幕府の人選を重んじていたことがうかがえる。竇憲の掾属のうち何人かは中央に転属される可能性があったに違いない。<sup>⑧</sup>

以上のように、竇氏政権は中朝官・京城警固官<sup>⑨</sup>および將軍府の充実は認められる一方で、尚書台には自派の官僚を重点的に配置していなかった。竇氏政権では、尚書台よりも、中朝官・京城警固官・將軍府の三つに政権の基盤を置いていたといえよう。尚書台が政策立案の補助機関として重視されるとは限らなかったのである。



① 『後漢書』列伝第三十五韓稜伝には「五遷為尚書令」の後に、尚書僕射の鄧寿・尚書の陳寵と同じく章帝から宝劍を賜つたと記される。転任の記述が竇氏誅滅後の南陽太守就任まで見られないことから、韓稜は章帝期から竇氏誅滅まで一貫して尚書令の任に就いていたと考えられる。

② 前注の記事から、章帝期に尚書僕射の任にあったことがわかる。

③ 『後漢書』列伝第十九鄧寿伝には、「大將軍」竇憲により公田購買の罪により弾劾され、自殺したとある。竇憲が大將軍に就いたのは永元元年（八九）であるが、『後漢紀』では、この事件を章和二年（八八）としている。鄧寿の弁護をした何敞の身分が侍御史である（何敞は翌年に尚書に就任）こととあわせ考え、鄧寿の免官は章和二年（八八）であったと見なす。

④ 『後漢書』列伝第三十四張敏伝

⑤ 『後漢書』列伝第七十文苑黃香伝

⑥ 一方で、尚書官が見ることのできない封事という上奏形式も存在した。しかし、尚書官が封事を本当に見ることができなかったのかについては、なお議論が存在する。廖伯源氏は以下のような可能性を指摘する。宣帝期において、尚書官が封事を見られなかったのは、霍氏を討伐するまでの一時的な措置であり、霍氏討滅以降、尚書が封事をみることであった可能性もある〔廖二〇〇三、二三九頁〕。そのため、本稿では、封事の検討については除外する。

⑦ 『統漢書』百官志三少府条に「侍中、比二千石。本注曰無員。掌侍左右、贊導眾事、顧問應對」と記されるように、侍中は顧問應對という皇帝（この場合は皇太后）の諮問に答える職務を有しており、竇太后の側近として意思決定に関与できた。

⑧ 福井重雅氏によれば、後漢時代において、公府に辟召された人物は、通常、僚属に配置された後に、「高第」に選ばれて、侍御史に新任さ

れるというのが一般的であった〔福井一九八八・三〇四頁〕。

⑨ 上田早苗氏は近衛の兵力と内朝の独占が外戚の権力構造の基本であり、名儒が校尉などの軍職に就く場合は本来の職務を離れて、侍講あるいは顧問應對をもつて近侍することもありえたとする〔上田一九七〇〕。顧問應對の有無は検討の余地があるが、京師の軍權掌握という点で、京城警固官が外戚政権の継続に必要な不可欠な職であったことは疑いない。

### 第三章 殤帝期から安帝期における鄧氏政権と尚書官人事

元興元年（一〇五）十二月の和帝崩御と幼帝の即位に伴い、和帝皇后の鄧太后が臨朝称制を開始した。建光元年（一二二）三月まで約十五年間継続する鄧氏政権の成立である。鄧太后の兄、鄧騭は永初元年（一〇七）六月から永初二年（一〇八）十一月まで遠征のため京師を離れ、また母（新野君）が永初四年（一一〇）に死去した後は將軍号を返上したが、辞職後も政策決定に関与した。鄧氏の領袖である鄧騭が長期にわたり中央の要職から離れていた中、鄧氏はいかにして長期政権を成立させたのか。まずは、鄧騭と鄧太后の関係を見てみよう。鄧騭をはじめとする鄧太后の兄弟らが母、新野君の死を契機に官職を退いたのちも、鄧太后は大議があることに彼ら呼び寄せ公卿と議論させた〔後漢書』列伝第一鄧騭伝〕。このように、鄧太后は政権運営において自身

の兄弟を大いに活用しており、太后と外戚領袖は基本的に戦略を共有していたものと考えられる。

鄧氏は自身と関係の深い官僚を直接尚書台に送り込むことを重視した。東氏は、鄧氏派による権力確立は元初年間(一一四―一二〇)であるが、鄧氏による権力掌握への布石は前期においても着々と打たれつつあったと、尚書官人事の分析から述べている。

東氏の総括によると、延平元年(一〇六)に李郃(鄧騭により朝廷に推薦)が尚書令に配置され、その後、永初六年(一一二)に李郃が太常に転じた後、元初元年(一一四)頃に鄧太后のプレーン的存在であった樊準が任命され、樊準が元初三年(一一六)に光祿勳に遷ると、同じく鄧氏派の一員である祿諷が尚書令に任ぜられた〔東一九九五・二〇六―二〇七頁〕。特に李郃は、政権が交代してから一年以内に尚書令に任ぜられており、鄧氏が迅速に尚書台の掌握を図ったことがわかる。また、祿諷が尚書令から光祿勳に遷った時期は不明であるが、後任と思しき陳忠の尚書令就任は延光元年(一二二)である。鄧太后の死去が建光元年(一二二)であるため、祿諷の転任を延光元年(一二二)と仮定すると、鄧氏政権下において尚書令はほとんど鄧氏派官僚により独占されたことになる。

また、尚書僕射には鄧騭の故吏、張皓が就任している。張皓は

大將軍鄧騭に辟せられ、その後五たび遷って尚書僕射に任ぜられ、八年後に彭城の相に就任し、永寧元年(一二〇)に廷尉を拝した〔『後漢書』列伝第四十六張皓伝〕。李郃が尚書令を退任し、樊準が就任するまで一年から二年の空白期があるが、仮にこの期間尚書令が不在であったとしても、当該期には張皓が尚書僕射に就任していた。尚書令不在の際は、尚書僕射による職務代行が可能であったため〔『統漢書』百官志三少府条〕、鄧氏派官僚が尚書台の長に就任していた状況に変化はなかった。

この他、尚書鄧訪は、鄧太后の兄弟である鄧惺・鄧弘・鄧閭らと共に安帝廢位計画に与っていたとされ、安帝親政後に遠郡へ追放された〔『後漢書』列伝第六鄧騭伝〕<sup>①</sup>。鄧姓であることから、臨朝称制をしていた鄧氏一族である可能性もあるが、はっきりとした縁戚関係は不明である。ただし、鄧太后崩御後の処分から考えると、鄧騭らと何らかの関係は持っていたものと考えられる。

ただし、尚書台には尚書陳忠など反鄧氏派と思しき人物もいた。また、鄧太后逝去の約半年前である永寧元年(一二〇)一〇月、鄧氏派官僚の重鎮である司徒李郃が、鄧騭の意をうけて、鄧騭の故吏であった任尚の処分を取りやめたことを尚書に糾弾されて失脚した事例もある。このように、鄧氏政権下であっても、すべての尚書官僚が鄧氏に従順であったとは限らなかった。しかし、尚

書令・尚書僕射をはじめとする尚書台の責任者に鄧氏派官僚を置くなど、積極的に自派官僚を尚書台に配置していたことは竇氏政権と対照的である。

次に、鄧氏とその中朝官に関し、検討する。富田健之氏は、新野君の死を契機とする一族の辞職後、鄧氏は「省尚書事」（＝尚書台から上達される章奏案件を、皇帝が披見し検討をおこない決裁するという、一連の政治機能・行為）補完のために宦官の起用を図ったとする「富田二〇〇一」。確かに、和帝期に宦官鄭衆が竇氏誅滅に貢献して以降、和帝は宦官の鄭衆や蔡倫を重用しており、その傾向は鄧太后臨朝称制期に引き継がれた（『後漢書』列伝第六十八宦者鄭衆伝・蔡倫伝）。渡邊氏は、和帝永元四年（九二）のクーデタ以降、侍中が禁中に宿衛できなくなったことから、外戚は禁中に常駐することのできた宦官中常侍と提携し、彼らを通じて皇帝の「意思決定」に影響を及ぼそうとしたとする「渡邊二〇一四・三〇八―三一五頁」。『後漢書』列伝第三十三朱穆列伝に「和熹太后 女主を以て稱制せしより、公卿に接せず、乃ち闈人を以て常侍・小黄門と為し、兩宮に命を通ず」とあるが、宦官が鄧太后の周囲に侍ることで意見を奏上し、勢力を拡大させた可能性は考えうる。しかし、鄧氏政権下における宦官の寵臣のうち、鄭衆は元初元年（一一四）に死去し（『後漢書』列伝第六十八宦

者鄭衆伝）、鄧氏の誅滅まで重用されたと推測できる宦官は蔡倫のみである。当該期の政権批判にも、宦官の重用を批判する内容は確認できず、後に梁太后が「太后 又た宦官に溺れ、封寵する所多く、此れを以て天下失望す」（『後漢書』卷十順烈梁皇后紀）と評されたことは対照的である。また、次代の安帝親政期より外戚が選挙請託などを通じ、皇帝・皇太后の意思決定に関与できる宦官と提携するようになるが、この時代にはまだその傾向は確認できない<sup>④</sup>。よって、筆者は当該期に宦官が果たす役割が増大したことは認めるが、この時点では萌芽的なものであり、外戚が宦官との連携を重視するには至らなかったと考える。

また、鄧氏および鄧氏派官僚は、中朝官にも就任していた。前に触れた朱穆の上奏には「士人に接せず」と記される鄧太后であるが、張禹など近親以外の官僚を禁中に留まらせることもあり（『後漢書』列伝第三十四張禹列伝）、士人を引見した事例もみられる（『後漢書』列伝第二十上楊厚伝、列伝第四十八虞詡伝）。鄧太后と士人との接触は制限があったかもしれないが、可能であった。では、具体的に鄧氏派の中朝官にはどのような人間がいたのだろうか。永初四年（一一〇）以前は、鄧太后の兄弟である鄧京・鄧悝・鄧弘・鄧閭が黃門侍郎に任ぜられた期間もあり、特に鄧閭は、延平元年（一〇六）から永初四年（一一〇）に至るまで侍中

に就いていた。また、永初四年の新野君の死後も、鄧太后のおいである鄧珍が元初四年(一一七)時点で黄門侍郎に就任していた(『後漢書』列伝第六鄧鸞伝)。黄門侍郎は文書伝達に携わる官であるが、黄門侍郎は皇太后の生活空間である長樂宮は担当していなかったようである[渡邊二〇一四:二二三頁]。しかし、臨朝称制中かつ近親の場合、原則がどこまで守られたのかも考えなくてはならない。例えば、鄧太后が貴人時代に病を得た際、その母と兄弟が特別に身近で看病することが許されている(『後漢書』卷十和熹鄧皇后紀)。非常事態における特例であるが、前例がある以上、黄門侍郎鄧珍の長樂宮出入は完全には否定できない。

この他、魯丕は永初二年(一〇八)大將軍鄧鸞に推薦され、侍中・左中郎将を拜し、五年(一一二)に卒している。侍中は永元四年(九二)以降、禁中での宿営は禁止され、皇帝に事が有るときのみ禁中に入るようになった(『統漢書』百官志三少府条注引蔡質漢儀)が、依然として意思決定への関与が可能であった。また、鄧鸞の子である鄧鳳も侍中に就いており、永初四年(一一一〇)以降も職にあった可能性がある。楊鴻年氏は『太平御覽』卷二一九侍中条引『漢旧儀』に依拠し、侍中は頻繁に后妃と対面したと指摘する[楊鴻年二〇〇五:五二頁]。鄧太后が、必要時には士人と対面していたことに鑑みると、彼女が魯丕や鄧鳳らの見

解を意思決定に反映させることはありえたであろう。

このように、鄧氏一族および鄧氏派官僚は中朝官にも就任していた。ただし鄧太后の兄弟ら四人は永初四年(一一一〇)に一斉に官を退いており、鄧鸞に推挙されて侍中となった魯丕も永初五年(一一一一)に死去している。よって、中朝官への就任は、竇氏政権・梁氏政権に比して、限定的であったといえる。そして、外戚と宦官との提携は当該期には確認できない<sup>⑥</sup>。鄧氏政権は中朝官にも自派の官僚を置いていたが、「外朝」や尚書官人事を重視する傾向があったと判断して大過なからう。

以上、鄧太后臨朝称制期における鄧氏と尚書官人事との関係を中心に論じた。当該期は、尚書台に自身の腹心を多数送り込むことが政権初期から意識されている点で、竇氏・梁氏政権と明らかに異なる。

① なお、鄧弘は元初二年(一一一五)に、鄧悝・鄧周は元初五年(一一一八)に死去していることから、鄧訪の尚書就任は少なくとも元初二年(一一一五)以前であると考えられる。最低でも六年間にわたり尚書の任に就いていた。

② 任尚は、收賄罪により任官権を剝奪されていた。李邵らは、鄧鸞の意を受けて、任官権剝奪を勝手に解除したのである(『後漢書』列伝第二十九劉愷伝)。

③ 陳忠の政治的立場に鑑みると、この時の譴責に彼が関与していた可能性は高い。しかし、なぜ鄧氏派官僚の重鎮である司空李邵の失脚を

許したのか。その一因として鄧太後の体調不良による統率力の低下も考えられる。『後漢書』卷十和熹鄧太后紀には「永寧二年二月、寢病漸篤、乃乘輦於前殿、見侍中・尚書、因北至太子新所繕宮」とある。また、皇帝が三十歳を超えても鄧太后が政権を持ち続けたことに対し、鄧氏内部からさえも批判がでていた。こうした反発があることから、自派勢力を強硬にかばい続けることができなかつた可能性もある。しかし、いずれも推測に過ぎず、可能性の提示に留める。

④ 平松明日香二〇一六参照。

⑤ 新野君の孫である鄧珍が永初四年（一一〇）以降も黃門侍郎であつたことを考えると、同じく新野君の孫にあたる鄧鳳が辞職したとは限らない。また、「侍中」鄧鳳が郎中の馬融を尚書に推薦した記述がある（『後漢書』列伝第六鄧騭傳）が、馬融が校書郎中に遷つたのは永初四年（一一〇）で、「広成頌」を作成し、鄧氏の不興をかうのが元初二年（一一五）である。結局馬融は鄧太后臨朝称制期には郎中から移動しなかつたが、「広成頌」作成との間に因果関係があると考ええるのなら、「侍中」鄧鳳による馬融の尚書転任の推薦は元初二年（一一五）頃であり、「広成頌」作成のために取りやめになつたのではないだろうか。よって、永初四年（一一〇）以降も鄧鳳が侍中に任じていた可能性はあるだろう。

⑥ 平松二〇一六。

#### 第四章 冲帝期・質帝期・桓帝期の梁氏政権

##### における尚書官人事と宦官

建康元年（二四四）順帝が崩御すると、順帝皇后であつた梁太后が臨朝称制を行い、外戚領袖として皇太後の兄、大將軍梁冀が

輔政に与つた。梁冀は和平元年（一五〇）二月に梁太后が政権を桓帝に返還、死去して以後も、延熹二年（一五九）八月に誅滅されるまでの間、およそ九年半にわたり皇太后不在の状況で政権を維持し続けた。

ここで、梁冀と梁太后の関係をみておこう。梁冀と梁太后の関係について、李固の待遇においては齟齬が生じていたと考えられる。李固はもともと梁冀、梁太后の父にして大將軍の地位にあつた梁商の故吏である。清流派官僚であり、宦官を弾劾することもあつたため梁冀と対立することがあつた。しかし、梁太后は李固を非常に尊重しており、梁冀の意見を退け、李固を弁護することもあつた（『後漢書』列伝第五十三李固傳）。この時点では梁太后と梁冀は政権運営において必ずしも同じ戦略を共有していなかつたと考えられる。しかし、太后が臨朝称制を開始してから約二年後、梁冀が強引に桓帝を擁立するにあたり、梁太后は梁冀に異を唱え続ける李固を策免し、その数年後には奸佞曲折の末、李固を誅殺した。さらに、李固の生前は彼の意見をいれて宦官を排斥したこともあつた梁太后であるが、前述したように「太后 又た宦官に溺れ、封寵する所多く、此れを以て天下失望す」（『後漢書』卷十順烈梁皇后紀）と評されるようになった。この記事は李固を誅した記述の直後に書かれていることから、梁太后は李固の排斥

後に、梁冀の影響をより強く受けるようになり宦官の寵愛に傾くようになったのだろう。梁太后は李固の策免の後も約三年半臨朝称制しているが、宦官に対する姿勢の変化に鑑みると、その政権運営は梁冀と軌を一にしていたと考えられる。

では、梁氏の政権構造を尚書官の人事から検討しよう。梁氏政権下の尚書台は親梁冀派のみで構成されたわけではなく、むしろ梁冀に批判的な人物が目立つ。尚書令劉矩は、太尉の胡広に推薦されたのち、四度遷って尚書令となった。しかし外戚に阿附せず、大將軍梁冀の不興を買い、常山の相に転出させられ、病を理由に辞任した。その数年後、認識を改めた梁冀の従事中郎となり、再び尚書令を拝し、宗正、太常に遷った(『後漢書』列伝第六十六 循吏劉矩伝)。この他、尹勲は梁氏誅滅時の尚書令であり、しばしば梁冀の罪悪を奏上した(『後漢書』列伝第三十八 霍譚伝)。また、尚書令楊秉は、梁冀の姻族を弾劾した(『華陽国志』先賢子女総覧)<sup>①</sup>。尚書令黄瓊は、順帝崩御直前の建康元年(一四四)春正月の記事に尚書僕射と記されており(『後漢紀』順帝建康元年条)、そこから尚書令に遷っているため、梁氏政権下に尚書令であった可能性は非常に高い。彼は、梁冀の故吏を一人として用いないなど、梁冀と反目していた上に、延熹二年(一五九)に梁氏が誅滅された際に梁氏におもねらなかったことを評価され、太尉

に任ぜられ、封侯された(『後漢書』列伝第五十一 黄瓊伝)。この他、梁氏政権下において尚書令であった可能性がある者としては、王暢がいる。彼は大將軍梁商により茂才に挙げられ、四遷して尚書令を拝した後、齊の相、司隸校尉、漁陽太守に転じ免官され、延熹八年(一六五)頃太尉陳蕃の推薦により、再び尚書に任ぜられた(『後漢書』列伝第四十六 王暢伝)が、梁冀とのつながりは確認できない<sup>②</sup>。以上、梁氏政権下で尚書令であった可能性の高い人物を列挙した<sup>③</sup>。劉矩に関しては、当初は梁冀に批判的だったが、再度尚書令に任ぜられたときは梁冀の故吏となっているため、判別が難しい。しかし、梁冀に批判的な尚書令が複数確認できることは重視すべきであろう。

次に、霍譚は、梁氏誅滅時の尚書僕射である。尚書令尹勲と共にしばしば梁冀の罪悪を奏上したことから、梁冀誅滅後には鄴の都亭侯に封ぜられた(『後漢書』列伝第三十八 霍譚伝)。

また、以下の尚書官は反梁冀であることが明確である。尚書張陵は、もともと梁冀の弟、梁不疑により孝廉に挙げられた(『後漢書』列伝第二十六 張陵伝)にも拘らず、元嘉年間(一五一～一五二)、帯刀したまま禁中に入ろうとした梁冀を厳しく弾劾した。尚書楊秉は、尚書の後に光祿勲に就くが、梁冀が朝政を掌握しているうちは、六年間病と称し続けていた(『後漢書』列



伝第四十四楊秉伝)。尚書陳霸は梁氏政権下において、梁冀の罪を奏上したが、桓帝に顧みられず、自殺した(『後漢紀』桓帝延熹二年条)。その他、尚書の朱禹・盛精・滕延はいずれも梁冀に批判的な尚書令楊準により推薦された(『華陽國志』先賢子女総覽)。

また、尚書李膺(『後漢書』列伝第五十二荀淑伝)・尚書虞放(『後漢書』列伝第二十三虞延伝)・尚書魏朗(『後漢書』列伝第五十七党錮魏朗伝)などの、反宦官派が梁氏政権中に尚書台に在籍していた。宦官と提携していた梁氏にとって、彼らは都合の良い存在ではなかっただろう。

では、尚書台に梁氏派官僚は存在したのか。先述した尚書令劉矩は二度目に選出された時は梁冀の故吏であったが、もともと梁冀に批判的であり、梁冀誅滅の際も罰せられていないことから、親梁冀に転じたかは疑問が残る。対して、尚書周永は、梁冀の敗北を悟ると、梁冀を弾劾したが、もともと梁冀に阿附していた(『後漢書』列伝第五十一黄瓊伝)。よって、周永は梁冀派官僚として計上する。また、馬融は尚書の後、南郡太守に遷った(『後漢紀』順帝永和五年条)<sup>⑤</sup>。尚書官であった時期は定かではないが、梁氏政権下で尚書に就いていた可能性もある。馬融は、梁冀の逆鱗に触れて南郡太守から免官されたこともあったが、李固弾劾の

上奏文案草及び「大將軍西第頌」を作成していることから、親梁冀派であったと考えられる(『後漢書』列伝第五十上馬融伝)。尚書台中の明らかな親梁冀派は、管見の限りこの二人のみである。

梁冀は桓帝即位翌年、建和元年(一四七)に太尉杜喬に依頼し、自身と交友のあった汜宮を尚書としようとしたことがあったが、断られたことがあった(『後漢書』列伝第五十三杜喬伝)<sup>⑥</sup>。このことから、梁冀は尚書台人事に全く無関心であったわけではないだろうが、尚書令をはじめとする人事配置を見る限りでは、鄧氏政権に比して重点を置いていなかったと考えられる。

以上、当該期には梁冀に批判的な人物が複数尚書令に就任した一方で、明らかな親梁冀派は少数派であった。とはいえ日和見的に梁氏政権に従っていたその他大勢の尚書官の存在も考えなくてはならない。たとえば、当時、専権する外戚に追従する官僚が大多数である中で、反抗的・批判的な官僚はごく少数であり、そのような反外戚派の官僚を硬骨の忠義の朝臣と評価して殊更に取り上げるといふ『後漢書』の叙述の偏向性も考慮すべきであり、そのような偏向性があれば、外戚に批判的な態度を明記されていない尚書官のほとんどは、積極的でなかったとしても、外戚政権に対して迎合していたとも解釈できよう。そう考えると、上奏文に対する初歩的な意見の提示や尚書議などで積極的に尚書台を利用

することはできなくとも、政權批判を極力封じ込めることはできない。梁冀は第二章の竇氏政權同様、自身の腹心を尚書台に送り込むことはせず、自身に反抗的な動きを抑えていたと考えて良いだろう。

また、梁冀は「(梁)冀(孫)壽の言を用い、多く諸梁の位に在る者を斥奪し、外は謙讓を以てし、而して實は孫氏の宗親を崇ぶ。名を冒して侍中・卿・校尉・郡守・長吏となる者十餘人」(『後漢書』列伝第二十四梁冀伝)とあるように梁氏の官位を剝奪した一方、妻である孫氏の一族もしくはその名を騙った梁氏派官僚を侍中としていた。

この他、梁氏政權では宦官との提携が顕著である。宦官の政治的擡頭の中で、梁冀は宦官の持つ顧問應對権を利用した。<sup>①</sup>例えば、「(梁)不疑 經書を好み、善く士を待し、(梁)冀 陰かに之を疾み、中常侍に因りて帝に白し、轉じて光祿勳と為す」(『後漢書』列伝第二十四梁冀伝)とあるように、梁冀は弟、梁不疑の光祿勳転出を、中常侍を通じて桓帝に要求した。明らかに宦官を通じて皇帝の意思決定に関与している。この他にも、意を通じた中黄門張暉に桓帝の動向を探らせるなど、宮中に梁冀派の宦官を配置していた(『後漢書』列伝第二十四梁冀伝)。梁太后も、李固存命時には黄門宦者の意見を尽く却下していた(『後漢書』列伝第五十

三李固伝)が、前述のように、後に宦官に依存するようになり、宦官の利用は極めて有効であったと考えられる。

以上のように、梁冀は尚書台の人事を重視しない一方で、顧問應對の権を持つ中朝官には自派の官僚や宦官を配置しており、「宮衛の近侍、並びに親ら樹つる所、禁省の起居、纖微も必ず知る」(『後漢書』列伝第二十四梁冀伝)と評される。議郎やこの時期の侍中は、永元四年(九二)以前の侍中などと比べると権限は低下していたが、梁冀政權は宦官と強固に連携することで、政權維持に努めていた。また、梁冀は元嘉元年(一五一)に「平尚書事」を賜与されている。渡邊氏は「平尚書事」を尚書台が上奏文を皇帝に伝達する前にそれを披閱する行為を許可されたことを示す慣用的な表現であると示す「渡邊二〇一四・一〇八―一〇六頁」。上奏文の閲覧が可能な以上、自身にとって都合な上奏があれば、内密に握りつぶすことも可能となる。しかし、梁冀が「平尚書事」に任ぜられたのは梁氏政權成立後から、約七年が経過した梁太后の死後である。それまでは、「平尚書事」の特権がなくとも梁冀は政權を維持し続けていた。つまり、梁氏政權下では梁氏一族および梁氏派官僚が皇太后の中朝官として意思決定に与ることで政權維持を図っていたのである。

① 彼の尚書令就任時期は不明であるが、太尉李固(冲帝期に就任)に

より尚書に推薦され、桓帝即位後に河南尹に遷ったという記述から『華陽国志』先賢子女総覧、冲帝期から質帝期にかけての尚書令であると推測する。

② 王暢が太尉陳蕃の推薦により再び尚書に就いた時期については、陳蕃の太尉就任期より推測した。

③ この他、尚書令任昉が大將軍梁冀に憚られ、魏郡に転出し、梁冀誅滅後に再び尚書令を拝した(『華陽国志』先賢子女総覧)。梁冀が大將軍を拝したのは永和六年(一四一)であるため、任昉が最初に尚書令に就いたのは順帝期である可能性もある。よって、梁氏政権下の尚書令には計上しない。梁冀が政権に影響力を持つ状況下で、自身に都合の悪い尚書令を排除したことは留意すべきであるが、他の事例と併せて考えると、尚書令という官職の問題ではなく、任昉が中央にいることを問題視していたと思われる。この他、桓帝期の尚書令として、辺韶が挙げられる。彼が尚書令であった期間は史料中に明記されていないが、『後漢書』列伝第四十四楊秉伝に延熹三年(一六〇)頃の記事として「尚書」辺韶の名が見える。辞職・免官などが無い限り、尚書令から尚書に遷ることは考えにくい。よって筆者は辺韶の尚書令就任を延熹三年以降、つまり梁冀誅滅後であると考ええる。

加えて、尚書侍郎劉祐は、楊州刺史に遷ると、大將軍梁冀の従弟・梁昱を弾劾した(『後漢書』列伝第五十七党錮劉祐伝)が、尚書僕射に在任していた時期が不明のため、梁氏政権下の尚書官僚であったとは断定できない。

④ 彼は、桓帝期に議郎を拝したのち尚書に遷り、河内太守を経て、尚書令陳蕃により再び尚書を拝した。陳蕃が二度目に尚書令を拝したのは延熹二年(一五九)頃であるので、陳朗が最初に尚書となったのは、それより前の梁氏政権下であると考える。

⑤ 『後漢書』列伝第五十上馬融伝によると、南郡太守に遷ったのは、

桓帝期である。

⑥ なぜ、大將軍の梁冀は汜宮の尚書官への任命を三公の太尉に依頼したのであるのか。通常、尚書官は二百石以上の官であり、皇帝の任命があればよいはずで、三公の承認は必要なかったはずである。太尉からの推薦が欲しかったのか、もしくは、別の要因があったのか判然としない。

⑦ 先行研究も多く梁冀と宦官の提携を指摘する(東一九九五・二三頁)、『富田二〇〇二』、『渡邊二〇一四・三二一〜三二四頁)。

## おわりに

本稿では、後漢時代の政治史で強大な権限を振るった竇氏・鄧氏・梁氏という三つの外戚政権下における尚書官人事を検討した。陳啓雲氏の研究によると、後漢では尚書が次第に外朝化していき重要度が増した反面、尚書官の皇帝への面会機会は段階的に減少し、皇帝との関係が疎遠になった。特に、順帝期以降尚書官は特詔がない限り皇帝に謁見できなくなったことが指摘されている(『陳啓雲一九九七・二五五頁』)。しかし、順帝期の変化を挟んだ二つの外戚政権、竇氏と梁氏はいずれも尚書台に自派官僚を配置しないとある点で共通している。これより、外戚政権が尚書台人事を重んじるか否かは、時期的変化によるものではないとみることができる。一般的に後漢代の尚書台の変化で指摘されるのは皇帝との距離であり、尚書台による選挙への関与や政策へ

の意見具申は全時期を通じて確認できる。尚書台は政策決定において重要な機能を持ち続けていたとすることができよう。こうした機能を持つ尚書台を掌握するよりも、中朝官の充実に重点を置いたという点で、竇氏と梁氏は共通している。その結果、鄧氏は積極的に自派の官僚を尚書官に送り込んでいたが、竇氏・梁氏については、積極的に腹心を尚書官に送り込まなかった。

積極的に自派官僚を尚書台に送り込んでいなかった竇氏・梁氏政権であるが、それでも政権は盤石に運営されていた。たとえ、尚書令や三公などが自身にとって不利になる上奏を行ってもそれに対処する術が存在していたのである。皇帝や皇太后の決断に影響を与えることになる中朝官は、いずれも外戚政権寄りの官僚たちで構成されていた。また、梁冀のように上奏文の披閱権を有していたら、握りつぶすこともできた。もし、万一身身に不利な上奏文を見落したり、三公が皇帝や皇太后に直接上奏したりしても、皇太后や皇帝に認可させなければ良いだけであった。

結局のところ、外戚領袖が自身にとって都合の悪い上奏文は、第一段階として、尚書台に伝達された時点で棄却するか、もしくは第二段階として、何らかの事情でその上奏が皇帝・皇太后の許に上呈されたとしても、認可しなければ自身にとって大きな政治的危機とはならなかった。また、政策決定にしても、上奏文への

初歩的な意見の提示や尚書議などを含めた尚書台の機能を重視しなくとも、顧問応対権を持つ侍中や議郎、中常侍などの側近に自派官僚を置くことで案件を処理し、政権を運営することができた。このように、尚書官の人事や自派の官僚をどの官に任命したかという人事面から検討すると、第一段階の鍵を握る尚書官人事をより重視したのが鄧氏政権、そして、自身の威光で尚書台を牽制した上で、第二段階の決裁、省尚書事および皇帝（皇太后）の意思決定への関与に関する側近官の人事をより重視したのが竇氏・梁氏と考えて良いだろう。

本稿では、尚書台の上奏文の取捨選択や意見具申のみに焦点をあてたが、周知のとおり、尚書台には、他にも官吏の選挙や諮問・弾劾機能など後漢王朝の政権運営にとって極めて重要な機能が存在していた。外戚政権が尚書台のこれらの機能を如何に利用していたのかについてもなお検討しなければならない。本稿での成果を基礎として、いずれも今後の課題としたい。

【参考文献】

- 「日本語文献」 五十音順  
 上田早苗 一九七〇「貴族的官制の成立——清官の由来とその性格——」、中国中世史研究会編『中国中世史研究』、東海大学出版会。  
 鎌田重雄 一九五三「漢代の門生・故吏」『東方学』七。

鎌田重雄 一九六八「漢代の尚書官——領尚書事と録尚書事を中心として」『東洋史研究』二六―四。

富田健之 二〇〇一「後漢後半期の政局と尚書体制——「省尚書事」をめぐって」『九州大学東洋史論集』二九。

東晋次 一九九五「後漢時代の政治と社会」、名古屋大学出版会。

平松明日香 二〇一六「後漢安帝期における官廷勢力の変容・宦官抬頭をめぐって」『東洋学報』九八―三。

福井重雅 一九八八「漢代官吏登用制度の研究」、創文社。

米田健志 二〇〇五「前漢後期における中朝と尚書——皇帝の日常政務との関連から」『東洋史研究』六四―二。

渡邊将智 二〇一四「後漢政治制度の研究」、早稲田大学出版部。

〔中国語文献〕 アルファベット順 (ピンイン)

陳啓雲 一九九七『漢晋六朝文化・社会・制度——中華中古前期史研究』、新文豊出版。

勞榦 一九七六『勞榦學術論文集甲編』、芸文印書館。

李学銘 二〇一三『東漢史事述論叢稿』、万卷楼圖書股份有限公司。

廖伯源 一九九八『歷史与制度——漢代政治制度試釈——』、台湾商務印書館股份有限公司。

廖伯源 二〇〇三『秦漢史論叢』、五南圖書出版股份有限公司。

廖伯源 二〇〇五『簡牘与制度』、广西師範大学出版社。

汪桂海 一九九九『漢代官文書制度』、广西教育出版社。

楊鴻年 二〇〇五『漢魏制度叢考』、武漢大学出版社。

張亜濤 一九六二『兩漢尚書台』、『国立政治大学学报』五。

周道濟 一九六四『漢唐宰相制度』、嘉永水泥公司文化基金会。

祝総斌 一九九〇『兩漢魏晋南北朝宰相制度研究』、中国社会科学出版社。

(中山大学外国語学院 博士后)

The Rule of Affines and the Imperial Secretariat in the Latter Han,  
Focusing on Personnel Transfers in the Imperial Secretariat

by

HIRAMATSU Asuka

The Latter Han was an age of rule by the dowager empress and the affines, or marital relations, of the emperor. In this article, I examine whether the regimes of these affines introduced their own factions as official personnel in the Imperial Secretariat (Shangshutai尚書台).

In the Latter Han one often sees records that mention the Lu Shangshushi (錄尚書事), a post that has been translated as the Overseer of the Imperial Secretariat, but opinion is divided over its actual role. In the first section, I examine the question of whether the Lu Shangshushi did in fact oversee the Shangshutai. Then, after concluding that the Lu Shangshushi did not oversee the Imperial Secretariat, I made clear that the Lu Shangshushi should not be considered an object of this study.

Then in the second section I consider the regime of the Dou clan 竇氏 from the second year of the Zhanghe era (88) to the fourth year of the Yongyuan 4 (92). All previous scholarship has indicated that the regime of the Dou clan controlled the Shangshutai. However, Han Leng 韓稜, who was extremely critical of the Dou clan during the period of their ascendancy, occupied the post of Shanshuling 尚書令. In addition, other people who were critical of the Dou clan were selected as bureaucrats of Shangshu. While on the one hand the regime of the Dou clan did emphasize personnel placement in the imperial household, palace guards and military officials, but it can be said that they placed no special significance on placing their own faction in the Shangshutai.

In the third section, I considered the regime of the Deng clan from the first year of the Yuanxing era (105) to the first year of the Jianguang (121).



Although there were some officials in the Shangshutai who were critical of the Deng clan during their regime, it was composed in general of personnel who cooperated with the Deng clan.

In the fourth section, I consider the regime of the Liang clan 梁氏 from the first year of the Jiankang era (144) to the second year of the Yanxi era (159). During this period, there were many officials critical to the Liang clan among Shangshu officials including the Shangshuling. The Liang clan, like the Dou clan, did not place great weight on the personnel in the Shangshutai but instead placed more emphasis on officials close to the emperor.

Judging from the above considerations, I have made clear that these regimes were able to operate the foundations without placing emphasis on personnel in the Shangshutai and that whether they placed emphasis on the Shangshutai did not depend on change over time. It was the regime of the Deng clan that emphasized personnel in the Shangshu and whose influence extended over policy decision-making through the Shangshutai. In contrast, the Dou and Liang clans placed greater emphasis on personnel who were close to the throne and had influence on the decision making of the emperor or dowager empress having restrained the Shangshutai through their own authority.

Key Words; The office of palace writers/personal transfer/  
the administration ruled by Dou clan/  
the administration ruled by Deng clan/  
the administration ruled by Liang clan